

ホームヘルプステーションロイヤルの園

居宅介護運営規程

（事業の目的）

第 1 条 この規程は、社会福祉法人栄光会が開設するホームヘルプステーション ロイヤルの園（以下「事業所」という。）が行う指定障害福祉サービスである居宅介護・重度訪問介護（以下「居宅介護等」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、居宅介護等の円滑な運営管理を図るとともに、支給決定にかかる障害者及び障害児（以下「障害者（児）」という。）の意思及び人格を尊重し、適切な居宅介護等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第 2 条 事業所は、居宅介護を利用する障害者（児）（以下「利用者」という。）が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切に行うものとする。
- 2 居宅介護等の実施に当たっては、利用者の必要なときに必要な居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。
- 3 居宅介護等の実施に当たっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

- 第 3 条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- 一 名 称 ホームヘルプステーション ロイヤルの園
 - 二 所在地 所沢市北野三丁目 1 番地 2 2

（従業者の職種、員数及び職務内容）

- 第 4 条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
- 一 管理者 1 名（常勤職員）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
 - 二 サービス提供責任者 2 名以上（常勤職員）
サービス提供責任者は、居宅介護等の利用申込みに係る調整、居宅介護等計画の作成及び従業者に対する技術指導等サービスの内容の管理等を行うものとする。
 - 三 従業者 5 名以上（介護福祉士・1 級ヘルパー・2 級ヘルパー）
従業者は、居宅介護計画に基づき居宅介護等の提供に当たる。
 - 四 事務職員 1 名
事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 年中無休
- 二 営業時間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 まで
- 三 サービス提供時間帯 通常時間帯 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
(1 2 月 3 0 日 ~ 1 月 3 日 通常時間帯除く)
 - 早朝 6 : 0 0 ~ 8 : 0 0
 - 夜間 1 8 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0
 - 深夜 2 2 : 0 0 ~ 6 : 0 0

(居宅介護等を提供する主たる対象者)

第 6 条 事業者において居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- 一 身体介護
 - ア 身体障害者
 - イ 知的障害者
 - ウ 障害児 (1 8 歳未満の身体障害児、知的障害児)
 - エ 精神障害者 (1 8 歳未満の精神障害者を含む)
 - オ 厚生労働大臣が定める難病等対象者
- 二 重度訪問介護
 - ア 身体障害者
 - イ 身体障害児 (1 5 歳以上で、児童福祉法 6 3 条の 3 の規定により児童相談所長が利用を認めた児童に限る。)
 - ウ 知的障害者
 - エ 精神障害者
 - オ 厚生労働大臣が定める難病等対象者

(居宅介護等の内容)

第 7 条 事業所が行う居宅介護等の内容は次のとおりとする。

- 一 居宅介護計画、重度訪問介護計画の作成
- 二 身体介護
 - ア 食事の介助
 - イ 排泄の介護
 - ウ 衣類の着脱の介護
 - エ 入浴の介護
 - オ 身体の清拭、洗髪
 - カ 通院等の介助
 - キ その他必要な身体の介護
- 三 通院乗降介助
 - 通院等のために、従業者が自ら運転する車両への乗車・降車の介助を行うとともに屋内での移動の介護、受診手続き等の介助を行う。
- 四 家事援助

- ア 調理
- イ 衣類の洗濯、補修
- ウ 住居等の掃除、整理整頓
- エ 生活必需品の買い物
- オ 関係機関との連絡
- カ その他必要な家事

五 重度訪問介護

日常生活全般に常時の支援を要する身体障害者等に対して、身体介護、家事援助、見守り、移動中の介護等の支援を行う。

六 前各号に掲げる便宜に付帯する便宜

二から五に付帯するその他必要な介護、家事、相談、助言

(利用者から受領する費用の額等)

第 8 条 居宅介護を提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準による。

そのうち、各市町村が定めた利用者負担額として利用者から受領した額以外については各市町村から代理受領するものとする。

2 次項に定める通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護等に要した交通費は、その実費を徴収するものとする。その際、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越える地点から目的地までの距離に、1 kmあたり15円を乗じて得た額とする。

3 電車・バス等を利用して重度訪問介護を提供した場合は、従業者の交通費としてその実費を徴収するものとする。

4 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者等に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

5 第1項、第2項及び第3項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる領収書（第1項については受領書）を、当該費用を支払った利用者等に交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は、所沢市の全域とする。

(緊急時等の対応)

第 10 条 従業者は、現に居宅介護等の提供を行っているときに、利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡する等の措置を講じるとともに、サービス提供責任者、又は管理者に報告しなければならない。

(苦情処理)

第 11 条 事業所は、その提供した居宅介護等に関する利用者からの苦情を解決するために必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第 12 条 事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して、迅速かつ適切な対応を図るために

次の措置を講じるものとする。

- 一 虐待の防止に関する責任者の選定
- 二 成年後見制度の利用支援
- 三 苦情解決体制の整備
- 四 虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）の設置等に関すること
 - ア 虐待防止委員会の設置
委員会の開催 年1回以上
 - イ 虐待の防止のための指針の整備
 - ウ 虐待の防止のための研修の実施
採用時研修 採用後3か月以内
継続研修 年1回以上

（業務継続計画の策定等）

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非日常児の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

- 一 採用時研修 採用後3か月以内
- 二 継続研修 年1回以上
- 三 訓練の実施 年1回以上

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第14条 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じる。

- 一 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の設置
委員会の開催 6か月に1回以上
- 二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- 三 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施
採用時研修 採用後3か月以内
継続研修 年1回以上
訓練の実施 年1回以上

（身体拘束等の禁止）

第15条 事業所は、居宅介護等の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命はまたは身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の必要な事項を記録しなければならない。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じなければならない。
 - 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置
委員会の開催 年1回以上
 - 二 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - 三 身体拘束等の適正化のための研修の実施
採用時研修 採用後3か月以内
継続研修 年1回以上

(その他運営についての留意点)

- 第16条 事業所は、適切な居宅介護等が提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の質的向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。
- 一 採用時研修 採用後3か月以内
 - 二 継続研修 年2回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持するものとする。
 - 3 雇用契約においては、従業員であった者が従業員でなくなった後においても、業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持すべき旨を定めるものとする。
 - 4 事業者は、利用者に対する居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護を提供した日から5年間保存するものとする。
 - 5 事業所は、適切な障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(委任)

- 第17条 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人栄光会と管理者との協議について定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成15年10月 1日から施行する。
- この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成18年 7月18日から施行する。
- この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成25年 7月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 3月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年 6月 1日から施行する。